ひとりでも働く職場に労働保険

~ 1 1 月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。 ~



岩手労働局、管内各労働基準監督署、管内各公共職業安定所では「労働保険未手続事業一掃対策」を、 年間を通じた主要課題と位置づけた上で、11月を「労働保険未手続事業ー掃強化期間」とし、集中的 な適用促進活動を展開することとしています。

労働保険は国の強制保険であり、正社員、パート、アルバイト等の名称に関係なく、労働者を1名で も雇用した場合は、**労働保険の成立手続きを行う義務**があります。

労働保険の加入手続きがお済みでない事業場におかれましては、早急に加入手続きを行っていただきますようお願いいたします。

労働保険特設サイトはこちら

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/tokusetusaito.html

問い合わせ先

岩手労働局総務部労働保険徴収室 適用係 電話019-604-3003